

四日市市告示第 4 1 0 号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年 6 月 1 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 1 9 年四日市市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号。以下「法」という。）</u>に規定する母子家庭又は父子家庭の経済的自立に効果が高い資格の養成機関での修業に対し、その修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラ</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、母子家庭又は父子家庭の経済的自立に効果が高い資格の養成機関での修業に対し、その修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 4 条 訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラ</p>

ムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。)であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 過去に訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給を受けた者でないこと。

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、養成機関が標準とする修業期間の全期間(その期間が4年を超えるときは4年)とする。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、訓練促進給付金の支給対象期間は、通算で3年を超えないものとする。

3 訓練促進給付金の支給は、1ヶ月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。この場合において、支給すべき事由が消滅した日の属する月で支給を終了するものとする。

ムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、対象資格を取得するために養成機関で修業している者とする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 過去に訓練促進費の支給を受けた者でないこと。

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間(その期間が3年を超えるときは3年)とする。

2 訓練促進給付金の支給は、1ヶ月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

4 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。この場合において、第2項に該当する場合には、看護師養成機関の修了日を、修了支援給付金の修了日とみなす。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第

3 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

(支給額)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円

1 項第 1 1 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 2 9 5 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 2 9 2 条第 1 項第 1 2 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 2 9 5 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者（以下「寡婦等のみなし適用対象者」という。）を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額 1 0 万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額 1 4 万円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 5 0 0 円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額 1 1 万円 5 0 0 円）

2 (略)

(支給の申請)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額 7 万 5 0 0 円

2 (略)

(支給の申請)

第8条 (略)

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を現に受給している者に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。次号イにおいて同じ。)又は申請者の前年の所得(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号イにおいて同じ。)の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。次号イにおいて同じ。)

第8条 (略)

2 支給申請書には、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に規定する書類を添付しなければならない。ただし、市長がその保有する帳簿その他の資料によって確認することを支給申請者が認める場合は、これを省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号イにおいて同じ。)の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養家族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。次号ウにおいて同じ。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得。次号ウにおいて同じ。）の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

エ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者との世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（申請者又は申請者との世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の所得）の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類。次号オにおいて同じ。）

オ （略）

(2) 修了支援給付金

ウ 第6条第1項第1号に掲げる者にあつては、申請者及び申請者との世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ （略）

(2) 修了支援給付金

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

ウ 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにすることができる書類

エ (略)

オ (略)

カ (略)

ア (略)

イ 申請者に係る児童扶養手当証書の写し又は申請者の前年の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養家族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

3 (略)

3 (略)

附則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)